

■労働関係指標【令和5年6月値】

完全失業率 (季節調整値)	2.5% (前月に比べて0.1ポイント減少)	有効求人倍率 (季節調整値)	1.30倍 (前月に比べて0.01ポイント低下)
就業者数 (季節調整値)	6,755万人 (前年同月比26万人増加)	現金給与額 (特別に支払われた給与を除く)	284,998円 (前年同月比2.9%増)

Topics 1. 2024年問題 ドライバーなどの残業時間上限規制

今年に入ってから、「2024年問題」というワードが目立っています。これは物流業界など特定の業種で残業時間の上限が設けられることで、ひとり当たりの労働時間が減少し、結果として人材不足が発生する課題などを指しています。今回は2024年問題の要因のひとつである残業時間の上限規制について説明いたします。

Point1 働き方改革関連法の施行

2018年7月働き方改革関連法の公布により残業時間の上限時間数が法律で定められ、一部の業種を除き大企業は2019年4月、中小企業は2020年4月より施行されました。これまで施行を5年猶予されていた業種も2024年4月に施行され、その中に自動車運転業務も含まれています。

●これまで施行猶予されていた業種

- ①工作物の建設の事業
- ②自動車の運転の事業
- ③医業に従事する医師
- ④鹿児島県および沖縄県における砂糖を製造する事業

Point2 法改正後(2024年4月以降)の残業時間上限の比較

我が国では特例措置対象事業場を除き1日8時間、週40時間以上労働させてはならないことが労働基準法で定められています。ただし、企業は労働者と「時間外労働・休日労働に関する協定」(以下、36協定とする)を締結し、その旨を労働基準監督署に届出れば残業させることができます。36協定では原則の残業時間と突発的な業務が発生した時に適用できる特別条項を定めることができますが、2024年4月以降も一般の業種とこれまで施行猶予されていた業種ではその基準が異なります。

【残業時間上限数比較表(2024年4月以降)】

項目名	一般の業種	工作物の建設の事業	自動車の運転の事業
(原則)月の残業時間	45時間		
(原則)年の残業時間	360時間		
(特別条項)発動回数	最大年6回		制限なし
(特別条項)月の残業時間	100時間未満(※1)	100時間未満(※1、2)	制限なし
(特別条項)年の残業時間	720時間		960時間
(特別条項)連続する2~6か月の平均	80時間(※1)	100時間未満(※1、2)	制限なし

※1: 休日労働時間数も含みます。

※2: 災害復旧・復興の事業に関しては適用されません。

また、施行は2024年4月1日ですが、新しい上限は施行後に協定期間が開始する36協定から適用されます。そのため、2023年度中に協定期間が開始される36協定の有効期間中は4月以降も現在の基準に基づいて運用することができます。

Point3 改善基準告示の改正(2024年4月施行)

36協定の改正にあわせて、ドライバーの拘束時間や連続運転可能時間などを定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下、改善基準告示とする)も改正されます。改善基準告示はタクシー・ハイヤー運転者、トラック運転者、バス運転者など業務内容ごとに細かく設定されており、詳細は厚労省のHPにてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html
(厚生労働省HP 2023年8月1日閲覧)

Topics 2. 心理的負荷による精神障害の労災認定基準について

近年、労働者を取り巻く職場環境が変化していることから「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」に関する検討が行われました。今後、精神障害の労災認定基準の改正が予定されることから、その概要を紹介いたします。

Point1 精神障害の労災認定基準とは

精神障害の労災は次の3つの基準を満たした場合に認定されます。

①認定基準の対象となる精神障害を発病していること (うつ病や統合失調症、急性ストレス障害など)
②精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷(ストレス)が認められること
③業務以外の心理的負荷(離婚や家族の病気など)や個体側要因(精神障害の既往歴、アルコール依存状況があるなど)により発病したとは認められないこと

心理的負荷(ストレス)の強さは心理的負荷評価表をもとに判断されます。詳細は厚生労働省HP「精神障害の労災認定」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/120427.html>

Point2 見直しのポイント

●業務による心理的負荷評価表の見直し

現行の評価表に次の2項目が追加されました。

- ・「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた(いわゆるカスタマーハラスメント)」
- ・「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」

●精神障害悪化の業務起因性が認められる範囲の見直し

現行では精神障害の「悪化」により労災が認められるケースは「発病」よりも限定されていましたが、その範囲が見直されました。

現行	悪化前おおむね6か月の間に「特別な出来事」(特に強い心理的負荷となる出来事)がなければ業務起因性を認めていない
検討後	悪化前おおむね6か月の間に「特別な出来事」がない場合でも「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには悪化した部分について業務起因性を認める

●専門医意見の収集方法を効率化

現行	自殺事案や心理的負荷が「強」かどうか不明な事案は専門医3名の合議による意見収集が必須
検討後	特に困難な事案を除き専門医1名の意見で決定

Topics 3. 海外駐在員の退職・帰国に関する留意点

最近、海外に駐在する社員の退職に関するご相談を、連続していただきました。具体的内容としては、退職金や帰国費用の税務に関するものが一番多いですが、人事労務に関するご相談もありました。

海外駐在員が退職した場合の退職金等の扱いについては、就業規則や退職金規程、または海外赴任規程や海外出向契約書などで規定されるべきであり、そもそも退職金が支給されるのか、海外出向期間をどう扱うか、退職後の帰国費用をどうするかなど、予め確認しておくべきです。

税務上は、退職金が居住者に対するものか、非居住者に対するものかで、結果が大きく異なります。所得税法上、その判定は、支払債務の確定時、すなわち退職日において判定されます(所基通36-10)。多くの場合、海外駐在員の退職は、非居住者として課税され、国内勤務に起因する部分に対して、20.42%の源泉徴収を受けます(国内勤務期間÷退職金総額計算の基礎となった期間×退職金総額×20.42%)。なお、これは日本からの課税についてであり、現地での課税は別問題です。日本と租税条約を締結している国であれば、その規定も確認する必要があります(例:日米租税条約第14条)。

当該社員が、日本に帰国してから退職するのであれば、退職金は、居住者に対する支給、すなわち、他の国内勤務の社員と同じ扱いになりますので、会社の事務負担の点ではシンプルとなります。ただし、現地での課税が発生し、社員本人が、日本での確定申告で、外国税額控除を申請すべきケースもあり得ます。

帰国費用の負担についても、ご質問をいただくことが多い事項です。一般論として、退職する海外赴任者の帰国費用については、海外赴任規程などの社内規程で定めておくべき事項であり、規定があって適正な実費であれば、所得税非課税として扱われる可能性が高くなります。逆に、そうした規定がないまま支給してしまうと、退職所得として扱われ、課税されてしまうリスクが高くなります。

なお、退職前に海外赴任を解き、日本に帰国させるという選択肢もあります。その場合には、業務命令による帰国となりますので、帰国費用の会社負担に、税務上の問題は発生しません。

人事労務上、会社としては、競業避止、顧客名簿や物品の持ち出しの禁止、社員引き抜き防止、情報漏洩の回避に留意すべきです。これらは海外駐在員の場合に限りませんが、日本の本社からの眼が届きにくいので、そのリスクはより大きくなります。完全に防ぐことは難しいですが、誓約書等、形式面は漏れのないようにしたいものです。会社によっては、コストを上回るメリットがあると判断すれば、退職時の誓約書の取り交わしや、会社からの貸与品の返還のため、帰国させるケースもあります。

国際業務担当ディレクター 米国税理士 成田元男

編集後記《長月》「○○の秋」

今年の夏は、例年にも増して気温が高く、過ぎるのがとても大変でした。暑さで体力も消耗しているので、秋バテにならないよう、早寝早起きや食生活を整えることを意識して過ごしていきたいです。

秋と言えば、私は「食欲の秋」が一番出てきますが、「食欲の秋」と言われる理由は、夏バテで落ちた食欲が戻り、食欲が増したように感じるため、寒い冬を乗り切るために栄養を蓄えようと食欲が増すため、甘みが強い・糖質が多い・栄養価が高いといった食材が豊富で、食欲をそえられるため、などいくつかあるようですが、甘い栗やサツマイモ

などを思い出すだけでお腹がすいてきます。誘惑が多い秋ですが、私は最近、夜のウォーキングと筋トレを日課にしています。仕事・家事後に行うので、始めるまでは億劫なのですが運動後はとてもスッキリし良い気分転換になります。また、今年の秋は家で過ごす時間が増えそうなので、読書や自己啓発の時間にあてたいです。「食欲の秋」と同時に「スポーツの秋」「読書・自己啓発の秋」も並行し、体も頭も満たせるようにしたいと思います。(花)



バックナンバーはこちらから!

<https://www.arcandpartners.com/blog/maronie>

